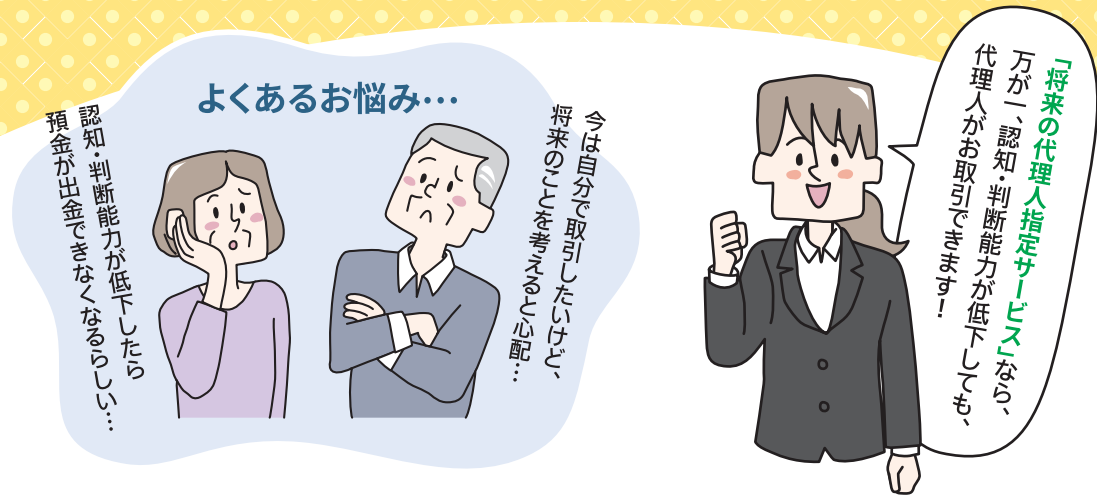


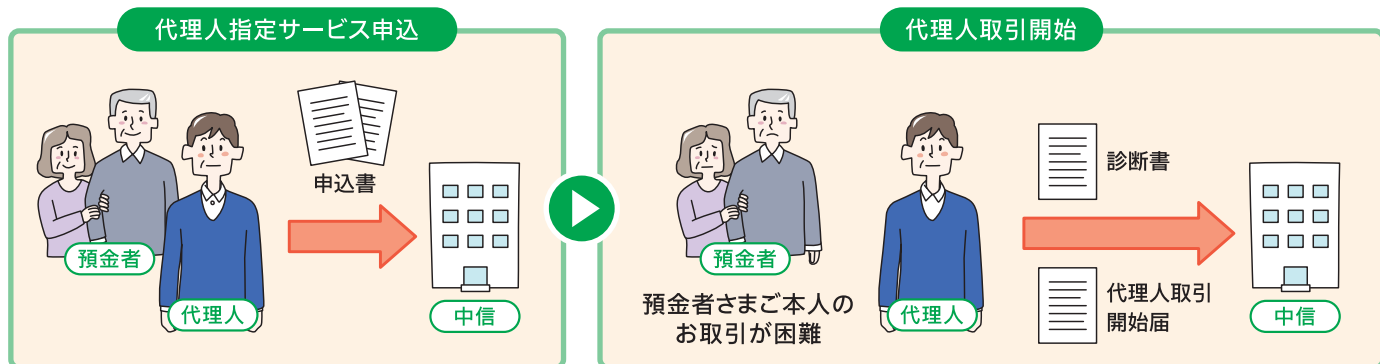
将来の 代理人指定サービス

将来の万が一の備えとして、お客さまとご家族のみなさまに
安心してお取引いただけるよう「将来の代理人指定サービス」をご用意しております。



「将来の代理人指定サービス」とは…

認知・判断能力の低下により、
預金者さまご本人によるお取引ができなくなる場合に備え、
お元気なうちに予め代理人をご指定いただくサービスです。
預金者さまご本人の認知・判断能力が低下してお取引が困難になった場合は、
診断書をご提出いただきますと、
予め指定いただいた代理人の方がお取引することができます。



将来の代理人指定サービス

取引の主な流れ	<p>代理人指定サービス申込</p> <p>↓</p> <p>代理人取引開始</p> <ul style="list-style-type: none">•預金者と代理人が来店、利用申込書兼委任状・家系図を提出•各々の本人確認書類を持参•預金者の認知・判断能力低下•代理人が来店、代理人取引開始届を提出•医師の診断書、預金者と代理人の関係がわかる戸籍謄本等を持参
代理人の条件	原則、推定相続人(預金者が亡くなった後、法定相続人となる方)1名のみ指名可能
代理人取引開始の条件	<ul style="list-style-type: none">•認知・判断能力低下が分かる医師の診断書の提出が必須条件となります。•他の推定相続人1名に代理人取引開始の通知を行います。
代理人が取引できる内容	<ul style="list-style-type: none">•当座預金を除く預金の入出金•預金口座の新規開設・解約•各種諸届の手続き(変更届・喪失届)•残高証明書発行手続き•口座振替の設定•出資の脱退
代理人が取引できない内容	<ul style="list-style-type: none">•キャッシュカードによる取引•EBによる取引•出資加入•融資取引•預り資産(リスク商品)取引•貸金庫取引(すでに貸金庫契約があり、その代理人が本サービスの代理人となる場合、代理人による開閉取引のみ可能です。)
代理人との取引	<ol style="list-style-type: none">①取引の都度、本人確認書類(運転免許証等)を持参ください。②通帳の名義を「〇〇〇(預金者名)代理人△△△」に変更させていただきますので、取引伝票等には通帳名義どおりに代理人が署名し、捺印してください。③代理人取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示を求める場合があります。また、取引に対し、疑念や不審な点がある場合、取引を謝絶することがあります。
取扱手数料	無料(ただし、各種手続きごとに、所定の手数料が掛かります。)
注意事項	<ul style="list-style-type: none">•代理人取引開始後、預金者の他の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば応じます。•以下の場合には、当金庫の判断で本サービスを停止させて頂く場合があります。<ol style="list-style-type: none">①預金者または代理人が死亡した場合②代理人の認知・判断能力がなくなった場合③代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合④預金者に成年後見制度の開始があった場合⑤預金者の認知・判断能力が回復した場合⑥その他、当金庫がサービスの提供ができないと判断した場合